

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 庄川流域の減災に係る取組方針

平成28年8月26日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会

目 次

1. はじめに P. 1
2. 本協議会の構成委員 P. 3
3. 庄川の概要と主な課題 P. 4
4. 現状の取組状況 P. 7
5. 減災のための目標 P. 14
6. 概ね5年で実施する取組 P. 15
7. フォローアップ P. 20

添付資料 別紙－1

添付資料 別紙－1（参考）

添付資料 別紙－2

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方气象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

本協議会では、庄川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滯筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中（約 8 万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。

5) また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、庄川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
<p><オブザーバー></p>	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）電力流通事業本部 北陸電力部	
電源開発（株）中部支店	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

3. 庄川の概要と主な課題

(1) 流域・地形の特徴

①流域の特性

庄川はその源を岐阜県高山市の烏帽子岳（標高 1,625m）と山中山の山中峠（標高 1,375m）に発し、岐阜県内で尾上郷川、六厩川、大白川等と合わせて北流し、富山県に入り南砺市小牧付近で利賀川を合わせたのち砺波平野に出て射水市大門で和田川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 115km、流域面積 1,189km² の一級河川である。

流域内には、白山国立公園と 3 つの県立自然公園及び 4 つの県定公園が存在する等豊かな自然に恵まれており、庄川の水質は良好で、その水は豊富な地下水と合わせて砺波平野及び射水平野を潤し、富山県内一の穀倉地帯を支えているとともに、小牧発電所をはじめとする水力発電など、さまざまな水利用が行われておる。流域下流部に広がる扇状地には、富山県の主要都市である高岡市、射水市、砺波市などが位置し、基幹交通ネットワークとして、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道 8 号、156 号があるなど、交通の要衝となっている。

②洪水・氾濫の特性

流域上流の山間部では深い渓谷がきざまれ、ところどころで崩壊地形が見られる。また、河床勾配は、河口部は感潮区間でほぼ水平であるが、流域下流部では約 1/200、流域上・中流部では約 1/30～1/180 となっており、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、年較差の大きい日本海型気候に属する多雨多雪地帯であり、特に流域上流部は有数の豪雪地帯である。年間降水量は流域上流部で約 3,000mm であり、流域下流の平野部に向かって少なくなり、平野部で約 2,200mm となっている。

また、過去の庄川流域における洪水の多くは、台風に起因するものが多く見受けられる。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道 8 号、156 号などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

庄川の地形は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する高岡市、射水市等の主要都市をはじめ、広範囲に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

昭和9年7月洪水では、庄川上流岐阜県山岳地帯において未曾有の豪雨となり、浅井村（現射水市）で堤防が決壊し、死者20名、負傷者240名、流失家屋94棟、民家破損5,418棟、浸水家屋4,009棟など、甚大な被害をもたらした。

昭和51年9月の台風17号による洪水で、大門地点では2,646m³/sの流量を記録し、この洪水により、加越能鉄道庄川橋梁が落橋するなど、流域内では流失家屋8棟、浸水家屋42棟、農地・宅地の浸水11haの被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風23号によって上流の岐阜県で359mmの降雨を記録し、大門地点では観測史上最高水位7.68m、最大流量3,396m³/sを記録した。堤防や河岸に洗掘・侵食による多大な被害が発生し、高岡市、新湊市（現射水市）、大門町（現射水市）で約2,800人に避難勧告が発令された。

②河川改修の状況

平成20年7月に策定した「庄川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標として、「戦後最大洪水に相当する規模の洪水（基準地点雄神で4,200m³/s）を計画高水位（H.W.L）以下で安全に流下」させるとともに、「急流河川特有の流水の強大なエネルギーに対する堤防の安全の確保」を可能とするための整備を進めるとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、堤防整備及び急流河川対策等が実施されているものの、流下能力が不足している箇所などが存在しており、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

庄川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中(約8万人に影響)する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための流下能力対策、侵食・洗掘対策、浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護及び裏法尻の補強、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備 など
- ・ソフト対策として、各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

庄川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●	
急流河川特有の洪水の理解	○平成16年10月洪水により観測史上最高水位を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○庄川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○和田川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○富山県管理区間（和田川）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	<p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p>	C
	<p>●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。</p>	D

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○庄川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p>	
	<p>●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p>	E
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p>	
	<p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p>	F
	<p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p>	G
	<p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p>	H

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。</p>	
	<p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</p>	I
	<p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</p>	J
	<p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p>	K
避難誘導體制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p>	
	<p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</p>	M

③ 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p>	
	<p>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p>	N
	<p>●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>	0
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p>	P
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p>	Q
	<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>	R

③ 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
水防資機材の整備状況	<p>○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している</p> <p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p>	S
	<p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、庄川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。</p>	

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。</p>	
	<p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。</p>	U
	<p>●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>	V

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●
既存ダムにおける洪水調節の現状	○洪水調節機能を有する境川ダム、利賀川ダム、和田川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。	
	○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備を推進している。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。	W
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	X
●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	Y	

5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
- ※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。
- ※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。
- ※ 迅速かつ確実な避難……水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。
- ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、庄川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 庄川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
- ④ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
<庄川> ・流下能力対策	W	引き続き実施	北陸地整
・侵食・洗掘対策	X	引き続き実施	北陸地整
・浸透対策、パイピング対策	X	順次実施	北陸地整
・堤防整備	W	引き続き実施	富山県
■危機管理型ハード対策			
<庄川> ・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強	Y	引き続き実施	北陸地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O, R T	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L, N	平成28年度から 順次整備	北陸地整、富山県、 高岡市

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

急流河川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
・ 小中学校等における水災害教育を実施	A, B, C	引き続き実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市 南砺市
・ 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A, B, C	引き続き実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・ 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A, B, J	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・ 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	平成27年度から 順次、毎年実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・ まるごとまちごとハザードマップを整備	F, G, H	順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・ 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	M	順次実施	富山県、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	I, J K, L	順次整備	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	E	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F, G H, M	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	F, G	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・水位予測の検討及び精度の向上	D	平成28年度から 検討	北陸地整
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	平成29年度から 実施	気象台

※ 庄川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	N, O P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	R, S	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	Q, S	引き続き実施	富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 砺波市、南砺市

④ 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 救援・救助活動の効率化に関する取組			
・ 大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	G, U	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
■ 排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施			
・ 大規模水害を想定した庄川排水計画（案）の検討を実施	U, V	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・ 地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	V	平成28年度から 検討	北陸地整、高岡市
・ 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実 施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・ 関係機関が連携した排水実働訓練の実施	Y	順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

庄川では、想定最大規模の外力による新たな浸水想定区域図を公表してまもないことから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

現状の取組状況の共有とりまとめについて【庄川】

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題
急流河川特有の洪水の理解	・平成16年10月洪水により観測史上最高水位を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。									●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	・庄川(国管理区間)において想定最大規模降雨規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所、HP等で公表している。 ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ・災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。	・和田川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 ・県管理の水位周知河川について、基準水位到達情報の提供を行っている。	・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ・警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)							●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。 ●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難勧告等の発令基準	・庄川(国管理区間)における避難勧告に着眼した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	・各市町村の洪水に関する避難勧告等発令基準をとりまとめ、北陸地方整備局、富山地方気象台へ情報提供している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ・警戒、注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	●庄川本・支川(県管理区間)における避難勧告等の発令に着眼したタイムラインが未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。 ●避難勧告等の発令に着眼したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。
避難場所・避難経路	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。	・県管理区間について浸水想定区域図を作成するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。		(1)避難所 富山市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 高岡市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 射水市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 砺波市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 小矢部市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 南砺市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 ●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 ●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。
住民等への情報伝達の体制や方法	・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を富山河川国道事務所HPや報道機関を通じて伝達している。	・平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供(災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等)を開始した。 ・「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。	要避難対象地域の市民のみならず走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるように、テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速報メール、SNS、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行う。	災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長(本部長)は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示をする。	(1)防災行政無線、J-ALERT、サイレンによる伝達 (2)消防車・広報車による市内巡回放送 (3)消防団員による各戸伝達 (4)自治会、町内会、自主防災組織等による各戸伝達 (5)コミュニティFM、ケーブルテレビ等による伝達 (6)ホームページ、エリアメール等緊急速報メールサービス、ソーシャルメディア、動画共有サイト等による周知	同報系防災行政無線(庄川地区)、消防団器具置場等サイレン、広報車、消防車(消防署、消防団)、自主防災組織(地区、自治会)の会長、市役所ホームページへの緊急掲載、エフエムとなみへの放送等の依頼、となみ衛星通信テレビ緊急防災情報チャンネル放送、県を通じたNHK及び民間放送局への依頼、避難所管理者及び鍵管理者、エリアメール、緊急メール、ツイッターによる情報発信	自主防災会長・自治会長等の地区代表者、関係団体へ、電話、携帯メール等により連絡し周知を図るとともに、防災無線、広報車、市ホームページ、ケーブルテレビ等により伝達を行うものとする。	国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に適切に伝達し、迅速かつ正確な内容を提供している。	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 ●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。 ●災害時に県・国・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にことまわっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 ●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。
避難誘導体制				基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないおそれがある。

② 水防に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題
河川水位等に係る情報提供	・国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。	・基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・水防団員へ水防警報より情報提供している。 ・「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。		あらかじめ定められた伝達システムにより、受報及び伝達を行う。	市及び県、防災関係機関は気象情報の伝達体制の整備を図るとともに、観測体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できるように体制の整備に努める。 また、富山県による土砂災害警戒情報メール配信サービス等を活用した気象情報の情報伝達体制を構築する。 なお、市民向けには、高岡市防災情報メールの配信等の、各種メディアを活用した情報提供に努める。	市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等から受信した気象警報等を、直ちに同報系防災行政無線や広報車等により住民等に周知するとともに、関係機関への伝達を行う。走行中の車両、運行中の列車、船舶、観光客等にも確実に伝達できるように、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、市メール配信、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図る。	広報車等、同報系防災行政無線、登録メール、インターネット、エリアメール等を利用して広報活動を行うものとする。また、情報を確実に行きわたらせる必要があるときは、地区連絡員、消防団、自主防災組織、地区自治会等の協力を得るほか、報道機関に依頼するものとする。 インターネットの活用【企画情報班】 市ホームページに災害情報等を掲載する。 チラシの活用【企画情報班】 災害情報等を掲載したチラシを避難所等に配付する。	※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P415の伝達系統図の通り	※南砺市地域防災計画 P209 第3 伝達体制(総務班、消防本部)の通り	●急流河川では、洪水毎に滞りが変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。 ●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。
河川の巡視区間	・出水前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同点検を実施している。		・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。 ●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な見聞等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
水防資機材の整備状況	・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	・広域的な水防資材の確保のためのコーディネート制度を実施している。 ・水防倉庫に水防資機材を備蓄している。 ・水防資機材の不足や劣化状況を毎年確認している。 ・備蓄状況は水防計画に記載し関係機関へ配布している。		日ごろから、ロープ、発電機、投光器などの防災資機材の整備・充実に努める。	県・市及び防災関係機関は、平時より災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ボートなどの救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、ただちに使用できるよう点検整備を行うべく。	市は、排水ポンプ車などの水防資機材等の整備充実に努めるとともに、重機などが必要な場合を想定し、民間業者等との協力体制を確立する。	市は、洪水等の非常時に備え、河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を整備するものとする。(資料 2-10 水防主要備蓄資材の状況)	記載なし	記載なし	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。 ●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、庄川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。	・樋門・陸開の操作点検を出水期前に実施している。 ・排水機場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。		市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプや雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の排水施設の整備を促進する。	宅地化の拡大や道路の舗装整備等により、雨水貯留機能が低下することにより、降雨の際の河川への流出量の増大や、流連時間の短縮化などから河川への負荷が増大し、市街地に水害をもたらす内水対策を講ずる。	市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、市民の生命や財産を守るため、過去の浸水状況等を参考の上策定した雨水対策基本計画に基づき、排水ポンプ場や雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の効果的な排水施設の整備を促進する。	降雨状況に応じて、土地改良区及び水門操作協力員に連絡し、用水の水門操作を依頼する。	降雨状況に応じて、土地改良区及び水門操作協力員に連絡し、用水の水門操作を依頼する。	ため池堤体の欠陥、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。 ※南砺市地域防災計画P291より抜粋	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。 ●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	U V
既存ダムにおける洪水調節の現状		・洪水調節機能を有するダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。									

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。 ・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備を推進している。			安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。						●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。 ●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。 ●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	W X Y

現状の取組状況の共有ととりまとめについて(詳細版)

本資料は各市町村の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

別紙-1
(参考)

1. 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	富 田 市	高 岡 市	射 水 市	砺 波 市	小 矢 部 市	南 砺 波 市
①避難勧告等の発令基準	<p>避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。 なお、避難勧告等において必要となる判断基準や伝達マニュアルの事前作成に努める。</p> <p>① 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ② 警報等が発せられ、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。 ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。 ④ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難勧告等が必要と認められるとき。 ⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。 ⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。 ⑦ その他、災害の状況により、市長が認めるとき。</p>	<p>(1)避難準備情報 ・大門口観測所の水位が7.40m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・長江水位観測所の水位が9.90m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・市場橋(又は志貴野橋)水位観測所の水位が9.20(4.90)m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき (2)避難勧告 ・種詰橋水位観測所の水位が2.30m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2.00m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・大門口観測所の水位が7.70m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・長江水位観測所の水位が7.30m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・市場橋(又は志貴野橋)水位観測所の水位が3.50(5.80)m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・種詰橋水位観測所の水位が3.00m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2.60m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・河川管理施設の異常(漏水等破壊につながるおそれのある被災等)を観測したとき (3)避難指示 ・破壊、越水を確認(はん濫発生情報)したとき ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>避難勧告、指示等は、次の状況が認められる場合に発令する。 (1) 災害の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 (2) 警報等が発せられ、風水害による家屋の破壊、浸水等のおそれがあるとき。 (3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 (4) 土砂災害警戒情報が発せられ、引き続き降雨が予想されるとき、又は土砂災害の前兆現象が認められ、切迫性が高いとき。 (5) 風水害により被害を受けた建物、構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。 (6) 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等の防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。 (7) その他災害の状況により、市長が認めるとき。</p>	<p>(1)避難準備情報 1. 小牧流量観測所において流量が1,000 m³/sを超えさらに増加するおそれがあるとき。 2. 大門口水位観測所において、はん濫注意水位(5.5m)を超えさらに増加するおそれがあるとき。 3. 庄川川水防警報が発令されたとき。 (2)避難勧告 1. 庄川川水防警報が継続し小牧流量観測所において流量が、3,000 m³/sを超えたとき。 2. 大門口観測所において避難判断水位(6.6m)を超えたとき。 3. 河川管理施設の異常(漏水等破壊につながるおそれのある被災等)を確認したとき。 (3)避難指示 要避難区域に対して、避難指示を行う。新たにはん濫が及ぶ区域の住民へ避難広報の実施。 新たにはん濫が及ぶ区域の避難所開設</p>	<p>ア 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。 イ 関係官公署から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 ウ 河川が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき。 ① 避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれているとき ② 避難準備情報発令 → 避難勧告発令 ③ 避難勧告発令の後、引き続き水位が上昇し、越水・溢水のおそれがある場合 → 避難指示発令 エ 総雨量が多く、かつ強い雨が続くとき、又は時間雨量が特に多いとき。 オ 河川の支流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 カ 地すべり、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。 ① 土砂災害警戒情報に基づき、勧告等を実施 ② 急傾斜地崩壊危険(崖ぐずれ、山崩れ)に関しては、「急傾斜地崩壊危険区域」における災害防止に關し市町村地域防災計画に定める事項について(昭和44年8月20日消防第328号各都道府県防災主管部長あて、消防庁防災救急隊長)上示されている基準を参考にする。 キ 地震等により、堤防の損壊等の危険が予想されるとき ク 火災が拡大するおそれあるとき。 ケ 危険物等の爆発のおそれあるとき コ 豪雪、なだれ等により著しい危険が切迫しているとき。 サ その他突発的な災害。 ※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P410より</p>	<p>(1)避難準備情報 ア 洪水予報指定河川(ア)一定時間後(※1)に危険水位に到達すると予測される※1 警報発令者の避難に要する時間内、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間 ウ 水位情報周知河川 (ア) 氾濫危険水位から一定時間(※1)の水位変化量を差し引いた水位(氾濫注意水位)に到達した(※2)※1 要配慮者の避難に要する時間内、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間※2 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 ウ 中小河川等 (ア) 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い (2)避難勧告 ア 洪水予報指定河川(ア) 破堤につながるような漏水等の発見 (イ) 一定時間後(※2)に氾濫危険水位に到達すると予測される※2 避難に要する時間内、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間 イ 水位情報周知河川(ア) 破堤につながるような漏水等の発見 (イ) 氾濫危険水位から一定時間(※3)の水位変化量を差し引いた水位(避難判断水位)に到達した(※4)※3 避難に要する時間内、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間※4 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ウ 中小河川等 (ア) 近隣で浸水が拡大 (イ) 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる (3)避難指示 ア 洪水予報指定河川及び水位情報周知河川(ア) 堤防が決壊 (イ) 破堤につながるような大量の漏水や亀裂等発見 (ウ) 水門等の施設状況(水門が閉まらない等の事故) (エ) 氾濫危険水位に到達 イ 中小河川等 (ア) 近隣で浸水が床上に及んでいる (イ) 排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 ※南砺市地域防災計画 P212より</p>
②避難場所・避難経路	<p>(1)避難場所 避難所としては、学校、体育館等が適当である。 ・避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。 (消防庁災害対策指導室「市町村地域防災計画検討委員会報告書」では、おおむね3.3㎡当たり2人としている。)・大規模なけが崩れや浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないこととする。 ・避難施設については、安全な建物(公有・公共的)で、給食施設を有するもの、給食施設を急遽し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。 ・海岸付近の避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、市民にその周知徹底を図る。 (2)避難経路 避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。 (3)周知方法 市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>	<p>(1)避難場所 学校、公民館、体育館、公共グラウンド、都市公園等公共施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで避難場所(屋外又は避難所(屋内)(以下「避難所等」という)に指定する。 (2)避難経路 ア 避難所(施設)へ至る主な経路と道について、十分幅員を確保し火災の延焼、浸水崩れ等による危険が及ばないようとする。 イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。 (3)周知方法 避難所を指定したときは、次の方法等により市民に周知徹底を図る。 ア 災害種別に応じた避難所情報(利用可否) イ 標識、誘導標等の設置 ウ 広報紙、チラシの配布等 エ 防災訓練等 オ 災害ハザードマップ等の作成・公表 カ ホームページを活用した情報提供</p>	<p>(1)避難場所 地震・津波災害発生時における避難者の収容のため、事前に小・中学校の体育館等を避難所として指定するとともに、地震発生時に速やかに開設できるよう体制の整備に努める。 (2)避難経路 避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保する。 (3)周知方法 市は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所や災害危険地域を明示したハザードマップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>	<p>避難所は、指定避難場所、避難施設としている運動場及び公園等並びに学校、公民館等公共の建物又は神社、寺院を応急的に整備し使用する。しかし、これら適当な施設がない場合、若しくは収容しきれなくなった場合、野外にテントやバラック等仮設建物を設置する。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、福祉避難所や被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。 なお、一般河川庄川における水害時は、庄川水系浸水想定区域図において浸水深50センチ以上を示された避難所は開設しないものとする。なお、浸水深50センチ未満でも砺波市洪水ハザードマップにおいて、全利用不適の避難施設については、開設しないものとする。また、土砂災害時は、土砂災害危険区域に指定された区域内の避難所は開設しないものとする。 避難所への避難経路は、地元自主防災組織又は自治振興会等と市が協議して定め、地域住民に周知を図るものとする。</p>	<p>市街地火災、水害等避難を必要とするときは、市民を安全かつ迅速に緊急避難場所及び避難所まで誘導しなくてはならない。 避難の誘導は、地区隊、避難班、警察官、消防職員、消防員等が協力して実施する。その他、避難の誘導については、第2編「震災編」第2章第5節「避難の勧告・指示、避難所の開設・収容」6「避難誘導」を準用する。 ※ 避難者の誘導 避難者の誘導先は、原則として市が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所とするが、その災害の形態、状況に応じて判断する。 【小矢部市の指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】…資料編7-2 (1)大規模な市街地火災のとき 速やかに避難指示を出し、安全な指定緊急避難場所へ誘導する。 火災がおさまり安全が確認されたら、避難指示を解除し、生活の拠点を失った者は、避難所に移住する。 (2)浸水のとき 原則として、指定避難所に誘導する。 (3)建物被害を受けたとき 屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。</p>	<p>(1)避難所 洪水ハザードマップでも周知している【指定避難所一覧】…資料編「5-1」【指定緊急避難場所一覧】…資料編「5-3」 (2)避難経路 (ア)避難道路の選定 市街地の状況に応じての基準により避難道路を選定するものとする。 ア 避難道路は概ね8~10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。 イ 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること。 ウ 地下に危険な埋設物がないこと。 エ 浸水、けが崩れ等の危険がないこと。 オ 落下物の危険性が少ないこと。 カ 自動車交通量がなるべく少ないこと。 (イ)避難標識の設置 避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるように、避難誘導標識の設置に努める。 (指定経路の公表までは行っていない) ※南砺市地域防災計画 P130より</p>

項目	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市
③住民等への情報伝達の方法	<p>本部室は、避難準備情報、避難の勧告又は指示について、次の内容を明示して行う。</p> <p>(1) 要避難対象地域</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難勧告又は指示の理由</p> <p>(4) その他避難時の注意事項等</p> <p>避難準備情報、避難の勧告又は指示の方法は、要避難対象地域の市民のみならず走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるように、テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速報メール、SNS、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行うとともに、消防団、自主防災組織等、組織的な伝達を行う。また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問やテレビ、ラオ放送による周知のための協力依頼を行う。</p>	<p>災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長(本部長)は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示をする。</p>	<p>要避難対象地域の住民に対する避難準備情報、勧告又は指示等の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 防災行政無線、J-ALERT、サイレンによる伝達</p> <p>(2) 消防車・広報車による市内巡回放送</p> <p>(3) 消防団員による各戸伝達</p> <p>(4) 自治会・町内会、自主防災組織等による各戸伝達</p> <p>(5) コミュニティFM、ケーブルテレビ等による伝達</p> <p>(6) ホームページ、エアメール等緊急速報メールサービス、ソーシャルメディア、動画共有サイト等による周知</p>	<p><市民等への伝達></p> <p>□ 向坂系防災行政無線(庄川地区)</p> <p>□ 消防団器具置場等サイレン</p> <p>□ 広報車</p> <p>□ 消防車両(消防署、消防団)</p> <p>□ 自主防災組織(地区、自治会)の会長</p> <p>□ 市役所ホームページへの緊急掲載</p> <p>□ エフエムとなみへの放送等の依頼</p> <p>□ となみ衛星通信テレビへの放送等の依頼</p> <p>□ 避難所管理者及び鍵管理者・・・FAX、電話</p> <p>□ エリアメール、緊急メール、ツイッターによる情報発信</p> <p><要配慮者・福祉関係機関への伝達></p> <p>□ 支援者の事前登録者・・・FAX、電話</p> <p>□ 要配慮者の事前登録者・・・FAX、電話、携帯電話メール</p> <p>□ 要配慮者の避難所となる施設・・・FAX、電話</p> <p>□ 避難所管理者及び鍵管理者・・・FAX、電話</p> <p><防災関係機関への伝達></p> <p>□ 消防団(分団長)・・・FAX、電話、一斉メール送信</p> <p>□ 富山県防災・危機管理課・・・FAX、電話</p> <p>□ 砺波警察署・・・ //</p> <p>□ 砺波地域消防組合砺波消防署・・・ //</p> <p>□ 富山河川国道事務所・・・ //</p> <p>□ 砺波土木センター・・・ //</p> <p>□ 陸上自衛隊382施設中隊・・・ //</p> <p>□ 報道各社・・・ //</p> <p>□ 北陸電力となみ野営業所・・・ //</p>	<p>(1) 気象予報・気象警報の伝達</p> <p>気象予報・警報等は、次の伝達系統により防災関係機関に伝達する。</p> <p>【気象等に関する情報の伝達系統】・・・資料編「5-12」</p> <p>(2) 水防警報の伝達</p> <p>市長(建設課・消防本部)は、水防法(昭和24年法律第193号)の定める水防警報を受けたときは、速やかに関係機関に周知するものとする。</p> <p>(3) 火災気象通報及び火災警報</p> <p>市長(消防本部)は、消防法の定めるところにより火災警報を発令又は解除したときは、速やかに関係機関に周知するとともに、知事(防災・危機管理課)に報告しなければならない。</p> <p>火災警報を発令したときは、小矢部市消防本部は管内のあらかじめ指定する場所に「火災警報発令中」の指示板の掲出、ケーブルテレビ、市ホームページ、市防災行政無線並びに車両による広報をもって一般市民に周知させる。</p> <p>(4) 住民等に対する情報伝達</p> <p>(1)～(3)の情報に対して、特に、災害の発生が予知され危険である場合、又は必要と認められる場合は、総務課は、自主防災会長・自治会長等の地区代表者、関係団体へ、電話、携帯メール等により連絡し周知を図るとともに、防災無線、広報車、市ホームページ、ケーブルテレビ等により広報を行なうものとする。</p> <p>消防団においては、各分団の担当者に連絡し、各担当者は、地域住民に周知させるものとする。</p> <p>※小矢部市地域防災計画 第3編風水害・火災編 災害応急対策計画 P416より</p>	<p>1 情報項目の整理(広報連絡班、情報調整班、総務班)</p> <p>市は、国及び県と連携し、情報収集事業及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分りやすい正確で具体的な内容を整理して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分りやすい情報伝達の在り方に関する検討(関連する用語の普通化、平易化を含む。)や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。</p> <p>2 施設等の整備(情報調整班、総務班)</p> <p>市は、国、県と連携して、地震や雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び市防災行政無線、広報車高等の施設、設備の整備を図る。</p> <p>3 住民相談窓口の設置等(行政センター、広報連絡班)</p> <p>市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について定めおくる。</p> <p>※南砺市地域防災計画 P1428より</p>
④避難誘導体制	<p>避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された場合、消防部及び関係部は、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、地域や事業所等の単位に集団の形成を促しつつ、避難所への誘導を行う。</p> <p>また、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、福祉保健部、教育部はその避難を支援する。なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者のほか、滞滞者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞滞者の避難誘導についても配慮する必要がある。</p>	<p>・避難の勧告・指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、地区別の消防団、自主防災組織等による避難誘導体制構築を支援する。</p> <p>・要配慮者の安全・確実な避難のため、自主防災組織や福祉関係者と協力して「要援護者避難支援計画」を策定し、内容の普及に努める。</p> <p>・迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。</p>	<p>市は、避難勧告、指示等を行った場合人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。</p> <p>(1) 避難の誘導</p> <p>避難の誘導は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、消防本部、警察署等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) 誘導の優先順位</p> <p>・高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。なお、避難勧告、指示等は地域の居住者のほか、滞滞者に対しても行われる場合があることから、旅行者等の一時滞滞者の避難誘導についても配慮する。</p> <p>(3) 誘導の方法</p> <p>ア 留意事項</p> <p>① 誘導員は、避難所、経路及び方向を的確に指示する。</p> <p>(4) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。</p> <p>(5) 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。</p> <p>(6) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。</p> <p>(7) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。</p> <p>イ 車両等による移送</p> <p>高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプター等の要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。</p>	<p>避難の勧告又は指示等が出された場合には、災害の種類及び規模の実情に即し、関係機関と密接な連絡のもとに誘導責任者を置いて迅速かつ円滑に避難者を誘導するものとする。この場合、誘導責任者は、次の事項について特に留意するものとする。</p> <p>・避難者に、避難する場所及び避難経路を指示し、その周知徹底を図ること。</p> <p>・危険箇所には、誘導員を配置し、避難途中の不慮の事故を防止すること。</p> <p>・特に高齢者、障害者、児童、病弱者等の要配慮者や観光客等一時滞滞者は、その家族及び近隣住民の手により避難させるものとするが、その時の状況により救急車又はその他の自動車等により避難させること。</p> <p>・夜間においては、照明器具携行の誘導員を配置すること。</p> <p>・最悪の場合、誘導ロープにより安全を確保すること。</p> <p>・避難する際は、手早く火の始末をするよう指示すること。</p> <p>・避難地域の住民全員が避難したかどうか確認すること。</p> <p>・安否確認は、自主防災組織、自治振興会、消防、警察が連携して行い、地区連絡員が取りまとめ災害対策本部へ連絡するものとする。</p>	<p>避難にあつて被災者を円滑適切に安全な場所へ避難させるための誘導は次により行う。</p> <p>また、避難誘導については、ホームページ、自主防災会等を通じ、広報を図る。</p> <p>(1) 避難誘導者</p> <p>避難誘導は次の者が行うものとし、誘導にあつては色覚異常を付け、又は懐中電灯を所持する。</p> <p>ア 消防署の職員及び市消防団員</p> <p>イ 市災本部の職員</p> <p>ウ 警察官</p> <p>エ その他指示権者の命をうけた職員</p> <p>(2) 誘導の実施</p> <p>ア 誘導方法</p> <p>指定緊急避難場所及び指定避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、その災害の状況及び地域の実情に応じて安全な避難経路を2箇所に設定し、広報車等により伝達する。</p> <p>イ 避難誘導者の任務</p> <p>避難誘導者は被災者の誘導にあつて、常に次の事項を配慮して行う。</p> <p>① 避難経路の安全度及び支障の有無について常に注意し、危険を認め支障があることを知ったときは、直ちに被災者を他の安全な経路により誘導する。</p> <p>② 避難に障害となる荷物等を運搬する者への警告、制止に努める。</p> <p>③ 避難所及び避難経路その他注意事項を避難者に告げる。</p> <p>ウ 住民の行動</p> <p>① 自主防災組織、自治会、事業所等は、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令があつた場合は、可能な限り集団避難方式により、段階的に避難所への避難を実施するように努めるものとする。</p> <p>② 上記発令が的確に伝わらない場合においては、住民は、ラジオ等の報道、周囲の状況に応じて、自主的に避難所等へ避難するものとする。</p> <p>③ グラウンド等の緊急避難場所に避難した住民は、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員等と協力し、速やかに当該場所に避難している者及び連絡のとれない住民の把握に努める。</p> <p>④ 当該避難所に危険が迫っている場合は、消防団、市職員、警察官等の誘導により、他の安全な避難所へ移動する。</p> <p>⑤ 自力で避難することが困難な要配慮者に対しては、要配慮者台帳で指定された避難支援者をはじめ、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等が協力して、状況に応じてヘリコプター、車輛、担架、舟艇等を利用して、優先的な避難を実施する。</p> <p>小矢部市地域防災計画 第2編震災編 第2章 災害応急対策計画 P169</p>	<p>(1) 避難誘導</p> <p>ア 市は、避難準備情報、勧告又は指示が出された場合、南砺警察署及び消防団の協力を得て、地域または自治会単位に集団の形成を図るため、指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。なお、避難準備、勧告又は指示等は地域の住民の他、滞滞者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞滞者の避難誘導についても配慮する必要がある。</p> <p>イ 消防機関は、避難準備情報、勧告又は指示が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び南砺警察署に連絡する。避難が開始された場合は、消防団員により、避難誘導にあたる。</p> <p>ウ 南砺警察署は、市に協力し自治会、事業所等を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導もともに避難させる。</p> <p>エ 自主防災組織は、市、消防機関、警察等と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮する。</p> <p>※南砺市地域防災計画 P249～250より</p>

2. 水防に関する事項

項目	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市
⑤河川水位等に係る情報提供	<p>あらかじめ定められた伝達システムにより、受報及び伝達を行う</p> <p>洪水予報：対象とする河川（常願寺川、沖通川）で、洪水災害のおそれがある場合に、富山地方気象台が流域の降水量を予測し、国土交通省富山河川国道事務所が基準とする観測所の水位予測を行い、これらの情報を両者が共同で洪水予報（注意報、警報）として発表するもの。</p> <p>＊水防警報：対象とする河川（資料2-2）で、洪水等によって災害がおこるおそれのあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行われる発表。</p> <p>＊避難判断水位到達情報：対象となる中小河川で、基準となる観測所での水位が氾濫のおそれがある危険な水位に近づいたときの、避難等の目安となる水位に到達したときに発表される情報。</p>	<p>市及び県、防災関係機関は気象情報の伝達体制の整備を図るとともに、観測体制の強化充実に向け、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる体制の整備に努める。</p> <p>また、富山県による土砂災害警戒情報メール配信サービス等を活用した気象情報の情報伝達体制を構築する。</p> <p>なお、市民向けには、高岡市防災情報メールの配信等の、各種メディアを活用した情報提供に努める。</p>	<p>市は、全国即時警報システム（J-ALE RT）等から受信した気象警報等を、直ちに同報系防災行政無線や広報車等により住民等に周知するとともに、関係機関への伝達を行う。</p> <p>気象警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、市メール配信、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多様化、多様化を図る。</p>	<p>広報車等、同報系防災行政無線、登録メール、インターネット、エリアメール等を利用して広報活動を行うものとする。</p> <p>また、情報を確実に行きわたらせる必要があるときは、地区連絡員、消防団、自主防災組織、地区自治会等の協力を得るほか、報道機関に依頼するものとする。</p> <p>インターネットの活用【企画情報班】市ホームページに災害情報等を掲載する。</p> <p>ワンセグの活用【企画情報班】災害情報等を掲載したチラシを避難所等に配付する。</p>	<p>※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P415の伝達系統図の通り</p>	<p>※南砺市地域防災計画 P209 第3 伝達体制（総務班、消防本部）の通り</p>
⑥河川の巡視区間	<p>＊市は、「富山市水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。</p> <p>＊重要水防箇所として指定された工物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定めるものとする。</p>	<p>水防警報の発令を受け、消防機関は、出動準備、出動等を行う。</p>	<p>都市整備部道路河川班は、産業経済部農林水産班、商工港湾班及び消防部と連携し、大規模な地震が発生した場合、その管轄する水防区域において、河川・海岸を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。その際、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。</p>	<p>水防管理者の出動命令を受け、水防作業班及び水防団が出動したときから水防区域の監視、警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他重要な箇所を巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、県砺波土木センター、県水防本部、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所への状況及び見直しを報告する。</p> <p>重要水防箇所及び水防河川には、水防業務の分担に基づき巡視員を配置するものとする。</p> <p>巡視員は随時区域内を巡視し、水防上危険と認められた箇所があるときは、水防本部に連絡して必要な措置を求めるものとする。</p>	<p>(1)堤防等監視 水防管理者（市長）は、巡視員をして、関係河川等の巡視をさせ、水防上危険であると認められるときは、所轄土木センター（事務所）及び国土交通省関係事務所（事務所）及び国土交通省関係事務所に連絡して必要な措置を求める。</p> <p>(2)非常警戒 水防管理者（市長）は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心に巡回を行う。巡回の際は、特に次の状態に注意を払う。</p> <p>ア 堰法（堤防斜面の居住地側）の漏水または陥水による亀裂または欠け崩れ イ 堰法（堤防斜面の川側）で水当たり強い場所の亀裂または欠け崩れ ウ 天蟻（堤防の上端、上面）の亀裂または沈下 エ 堤防の溢水（水がふれる）状況 オ 樋門（排水門、取水門）の両袖または底部から漏水と扉の閉り具合の異常 カ 橋りょうその他の構造物と堤防の取付部分の異常</p> <p>また、状況に応じて専門技術者に協力を求め、危険箇所について緊急現地調査を実施する等により、的確な状況判断を行う。</p> <p>異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、水防本部、所轄土木センター（事務所）、国土交通省関係事務所へその状況及び見直し等を連絡するとともに、避難準備情報・避難勧告発令等の対応を速やかに実施する。</p> <p>※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P430～431より</p>	<p>水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、砺波土木センター、県水防本部並びに国土交通省富山河川国道事務所に対して、その状況及び見直し等を連絡するものとする。</p> <p>(1)河川施設 ア 河川水位が警戒水位に近づいている箇所 イ 過去に洪水被害が生じた箇所 ウ 土地利用上からの弱堤箇所 エ 二次災害防止の観点からの低堤箇所 オ 主要河川構造物の設置箇所</p> <p>※南砺市地域防災計画 P211より</p>
⑦水防資機材の整備状況	<p>日ごろから、ロープ、発電機、投光器などの防災資機材の整備・充実に努める。</p>	<p>ア 県・市及び防災関係機関は、平時より災害の発生に備えて、ロープ、酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ポンプなどの救出救助用資機材の整備充実を努めるとともに、災害発生に際し、ただちに使用できるよう点検整備を行っておく。</p> <p>イ 県・市及び防災関係機関は、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借り上げることができる協力体制を確立しておくものとする。</p> <p>ウ 水防管理者は、洪水時等の非常時に備えて、河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を常時整備する。</p>	<p>市は、排水ポンプ車などの水防資機材等の整備充実を図るとともに、重機などが必要な場合を想定し、民間業者等との協力体制を確立する。</p>	<p>市は、洪水等の非常時に備え、河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を整備するものとする。</p> <p>（資料2-10 水防主要備蓄資材の状況）</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
⑧市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>市庁舎、消防施設、医療機関、総合行政センターなどの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となる。</p> <p>このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。</p>	<p>災害対策基本法第23条2の規定により、高岡市災害対策本部を本庁車庫棟2階入札室に設置し、災害応急対策を講ずる。</p>	<p>市庁舎、消防施設、医療機関等の重要防災基幹施設は、地震・津波災害時における応急対策活動の拠点となる。</p> <p>このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。</p> <p>また、重要防災基幹施設は、災害発生時における商用電力の停止を想定し、非常用発電設備について保守点検及び操作訓練を定期的に行う。</p>	<p>大規模な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として市本庁及び支所の整備又は運用方法の決定を行うとともに、災害応急活動の拠点や市民の避難場所として、また平時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。</p>	<p>市の地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、その情報連絡、発生災害の状況集約、総合対策の樹立、並びに災害応急対策の推進を図るため、市長は小矢部市災害対策本部を設置する。（災害対策基本法、小矢部市災害対策本部条例）</p> <p>(1)設置又は解散 ア 設置基準 市は、次の場合に災害対策本部を設置する。 ① 小矢部市において、震度5強以上の地震が発生した場合（自動設置） ② その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき イ 本部室の設置場所被災状況に応じ、次の順位で設置場所を定めるものとする。 第1順位 市役所2F特別会議室 第2順位 消防総合庁舎 第3順位 クロスランドセンター ウ 主な所掌事務 ① 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 ② 災害対策の連絡調整に関すること。 ③ 災害の応急対策に関すること。 ④ 災害救助、その他の民生安定に関すること。 ⑤ 施設及び設備の応急、復旧に関すること。</p> <p>※小矢部市地域防災計画 第2編 震災編 第2章 災害応急対策計画 P154～155より</p>	<p>(1)設置基準 市は、次の場合に災害対策本部を設置する。 ・ 局地的災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき。 ・ 市全域にわたって災害が発生すると予想されるとき。 ・ 市全域でなくともその災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき。</p> <p>(2)設置場所 ア 福野庁舎に、影響がなかった場合「福野庁舎内」に設置する。 イ 福野庁舎が被災し、庁舎に本部を設置できない場合「福野体育館」に設置する。</p> <p>※南砺市地域防災計画 P219より</p>

3. 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市
⑨排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプや雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の排水施設の整備を促進する。</p>	<p>宅地化の拡大や道路の舗装整備等により、雨水貯留機能が低下することにより、降雨の際の河川への流出量の増大や、流速時間の短縮化などから河川への負荷が増大し、市街地に水害をもたらす内水対策として、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 市街化区域 市街化区域については、宅地化が進むことから、雨水流出量が増大し浸水被害が発生するおそれのある地区から順次、公共下水道事業等により雨水排水整備を図る。 過去に整備した区域において、土地利用形態の変化によって雨水流出量が増大し、浸水する区域については、再整備を検討する。</p> <p>イ 市街化調整区域 市街化調整区域については、現有の農業用排水施設の機能を保持するため、維持管理及び改修に努める。</p> <p>ウ 保水機能の保全 土地利用計画を策定するにあたっては、遊水池や調整池を設ける等保水機能の保全を図り、雨水をできるだけ流域内に保水・遊水させ、急激な河川への流出を避けるよう配慮する。 エ 準用河川等 庄川・小矢部川に流入している準用河川等の河川改修、樋門の機能向上、排水ポンプ場の整備等の内水排除対策に努める。</p>	<p>市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、市民の生命や財産を守るため、過去の浸水状況等を参考の上策定した雨水対策基本計画に基づき、排水ポンプ場や雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の効果的な排水施設の整備を促進する。</p>	<p>降雨状況に応じて、土地改良区及び水門操作協力員に連絡し、用水の水門操作を依頼する。</p>	<p>記載なし</p>	<p>ため池堤体の欠陥、山腹水路の湛水や清濁、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。 また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>※南砺市地域防災計画 P291より</p>

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		富山県		富山地方気象台		富山市		高岡市		射水市		砺波市		小矢部市		南砺市	
項目	事項	内容	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組																				
■洪水を河川内で安全に流す対策																				
		・流下能力対策 ・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・バイピング対策 ・堤防整備	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・防災拠点等の整備を検討する。	引き続き実施	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施														
■危機管理型ハード対策																				
		・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施																
■周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																				
	①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備	・引き続き実施 ・H28年度から検討		・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施			・情報を収集し、必要性を検討する。	H28年度から検討	・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	引き続き実施	・河川管理者や水防管理者(庄川水害予防組合)と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	H28年度から検討	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28年度から検討	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	H28年度から検討	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28年度から検討
	②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備		・河川監視カメラの設置(水位計設置箇所)	H28年度から順次整備					・河川沿川における同報系防災行政無線の整備を検討する。	引き続き実施								
2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組																				
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																				
	①小中学校等における水災害教育を実施	・市町村の要請により、出前講座等を積極的にやっていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的にやっていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	H29年度から検討	・小中学校から要望があった場合、過去に生じた水害状況の写真パネルや資料提供を行う。また、出前講座の申込があれば対応する。	引き続き実施	・出前講座等で防災教育を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で要望があった場合、防災教育を実施する。	引き続き実施	・小・中学校からの依頼により、防災教育全般として実施している。	引き続き実施	
	②出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・市町村の要請により、出前講座等を積極的にやっていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的にやっていく。	引き続き実施		・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座の活用を積極的に働きかける。	引き続き実施	・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を実施	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・自治会等から出前講座の要請があれば実施	引き続き実施		
	③効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、HPへの掲載等(協議会で作成)	順次実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・記事を作成し、市の広報誌掲載し、市民に配布している。さらに、ハザードマップを作成し配布している。	引き続き実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。 ・「防災マップ&市民便利帳」の改定時に併せて、特集ページを作成する。 ・市広報誌への掲載を検討する。	順次実施	・市広報紙面に記事を掲載し市民への啓発を図る。	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	順次実施	・毎年6月広報で大雨による災害対策について特集している。	引き続き毎年実施	・国、県からの広報等を配布し管内への周知を図る。	順次実施	
	④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所等の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施	H27年度から順次、毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	H28年度以降検討		・国、県と合同で毎年実施	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施している。	順次毎年実施	・県と合同で毎年実施	順次毎年実施		
	⑤まるごとまちごとハザードマップを整備	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表	H28年度から順次実施		・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	H28年度以降検討	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・市財政課・防災担当課と協議し、必要性の有無等について検討していく。	順次実施		
	⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実			・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施		・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付	引き続き実施	・自主防災組織等の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防訓練を実施する。 ・自主防災組織の要となる防災士を育成する。	順次実施	・自主防災組織が行う活動に対する指導・助言や自主防災活動のリーダー育成を支援し自主防災組織の充実を図る。	順次実施	・住民の防災意識を高めるために研修会の実施や防災士による訓練指導等の実施	順次実施	・自主防災組織への情報提供を進める。	引き続き毎年実施	・平成28年3月29日に防災士の有志により「防災こころえ隊」を設立した。当隊は、自主防災組織からの派遣要請に基づき、各種訓練に参加のうえアドバイスをすることで、自主防災組織の活性化につながっている。今後も積極的に隊の活動を推進していくことで、地域の防災力向上を図る。	順次実施		

庄川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) 3/3

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	富山県	富山地方気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市										
2. ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																			
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																			
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、各市町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き毎年実施	・国・県と連携した、情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・首長が参加する本部運営訓練、市職員の参集訓練を実施する。 ・消防団への連絡体制の強化として、災害メール、携帯無線、消防団幹部への電話連絡などを実施する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者が行う水防訓練において、市長も参加するものとする。	引き続き毎年実施	・市防災訓練時に併せて、訓練できないか検討し、実施に向けて取組む。	引き続き毎年実施	
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる。	引き続き毎年実施	・重要水防箇所について、水防団も参加し、国、県と合同で毎年実施	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を行う。	引き続き毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き毎年実施	
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・要請による訓練への支援	引き続き毎年実施	・水防団、国、県、自主防災組織などが参加し、出水期前に水防法に基づく水防訓練の実施	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている実働水防訓練の内容を検討する。	引き続き毎年実施	・出水期前にポンプ車の運転訓練を実施し、防災訓練で水防実働訓練を検討する。	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実働訓練等の検討する	引き続き毎年実施	・毎年防災訓練を実施	引き続き毎年実施	・市総合防災訓練時に、洪水を想定した連絡体制や水防訓練を実施	引き続き毎年実施	
④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進							・水防団員を兼ねる、消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29年度から検討	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・広報誌やホームページで水防協力団体の募集を行う。	引き続き実施	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・他市町村の実施状況を参考に、市防災担当課と協議しながら対応を検討する。	引き続き実施	
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度から検討	・検討に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施															
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																			
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う。	引き続き実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・要配慮者利用施設に対する、技術的助言を行う。	H29年度から検討	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 ・家屋倒壊危険区域内の要配慮者施設へさらなる情報伝達ツールを検討する。	H28年度から順次実施	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	・要配慮者利用施設における避難計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	・浸水想定区域図等の公表を反映させたハザードマップ等を関係各施設に配布するとともに、依頼に応じて説明会を実施する。	H28年度から順次実施	
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う。	引き続き実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・大規模工場等への技術的助言を行う。	H29年度から検討	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施			・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H28年度から順次実施			・ハザードマップを作成した段階で、関係団体等に周知	H28年度から順次実施	
2. ソフト対策の主な取組 ④社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																			
■救援・救助活動の効率化に関する取組																			
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	・検討に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・河川管理者などから情報提供を受けて、関係機関との協議を行い、計画策定	H29年度から検討	・受援計画を策定し、広域支援拠点等の配置等を検討する。	H28年度から検討	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	H28年度から検討	・広域支援拠点等の配備計画を検討	H28年度から検討	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	H28年度から検討	・広域支援拠点等の配置計画の検討	H28年度から検討	
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																			
①大規模水害を想定した庄川排水計画(案)の検討を実施	・樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・排水ポンプ車の出動要請に基づく出動可能箇所の検討	引き続き実施			・排水ポンプ車の配置計画を再検討	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度から検討	・大規模水害を想定した排水計画(案)の検討を実施	H28年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度から検討	・大規模水害を想定した排水計画(案)の検討を実施	H28年度から検討	
②地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討支援	H28年度から検討							・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画(案)の必要性を検討する。	H28年度から検討									
③排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る	引き続き毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き実施			・連絡体制を確認し、適宜更新する。	引き続き実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き毎年実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制等を作成する。	引き続き毎年実施	
④関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施			・水防法に基づく水防訓練の実施	引き続き実施	・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加する。	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	・水防訓練と合同で訓練を検討	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	